

□ 施設・設備等の共同利用に関する規程

1 基本方針

この規程は、坂総合病院（以下 病院）の施設・設備を地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が診察、研究又は研修のために利用することについて必要な事項を定めるものである。

2 運営体制

共同利用できる者	<ul style="list-style-type: none"> ① 病院の定める「坂総合病院登録医制度」に登録したものとする。 ② 塩釜医療圏において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などが組織する団体の構成員は、団体の代表者の依頼により前項に定める利用者としみなす。 ③ 施設の代表者が登録医の場合、その施設に勤務する職員も代表者の依頼により前項に定める利用者としみなす。
施設・設備	共同利用に供されるものは、医療機器、開放型病床、救急病床、地域医療連携室、会議室、図書室、病歴室、医薬品情報管理室、臨床検査に関わる施設など診療、研究、研修などの目的で利用されるものとする。
利用手続き	病院の施設・設備を利用しようとするものは、所定の様式に管理者に申請し、予め許可を得るものとする。
担当者	<ul style="list-style-type: none"> ① 共同利用する医療機関との連絡・調整、共同利用に関する協議及び情報の提供など、制度の円滑な運営のために病院の地域医療連携室に担当者を置く。 ② 共同利用に関わる担当者は、病院の地域医療連携課長の職にある者とする。
共同利用に関する協議	有効かつ円滑な共同利用を推進する為に必要な事項は、坂総合病院地域医療支援委員会において協議し、決定されるものとする。